

## 町田市景観計画による色彩基準について（施設景観のルール）

町田市では良好な景観の形成を目的に、景観法に基づく景観計画として建築物等の色彩基準を定めています。

今回の対象敷地においては、「景観形成ゾーン（丘陵地）」に位置し、以下の条件が適用となります。

### 対象の条件

#### 【建築物の建築】

- ・高さ $\geq$ 10m
- ・延べ面積 $\geq$ 1,000m

#### 【工作物（煙突）の建設】

- ・高さ $\geq$ 10m

### 色彩基準の適用部位・面積の考え方

色彩基準は主に、建築物等の外観のうち、大きな面積を占める基本色に適用されるものです。

町田市では、「外壁基本色」「強調色」「屋根色」「アクセント色」の4つの部位に分けて、それぞれ「使用する色の面積」及び「要件」が定められています。



色彩基準の適用部位・面積の考え方（イメージ）

部位名称	面積・要件
外壁基本色	外壁各面の4/5以上は、基本色の基準に適合した色彩を用いてください。
強調色	外壁に表情をつける場合など、外壁各面の1/5以下の範囲で、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。
屋根色	勾配屋根の場合は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。
アクセント色	外壁のアクセントとして、視覚的、心理的に情報性を持った色彩を用いる場合は、外壁各面の1/20以下の範囲で用いることができます。色彩の使用可能範囲は定めていません。

色彩基準の部位名称とその要件